

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の  
規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 目次

◇告示 肥料の登録  
結核病、ブルセラ病及び肝てつの検査並びに  
駆除  
ふ卵業者の登録  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録まつ消  
基本測量の終了通知

登録番号

肥料の名称

保証成分量  
（パーセント）

住

生

所

産

氏

業

名

者

鳥取県第二六五号 大誠蔬菜複合二号

アンモニウム性窒素  
可溶性りん酸  
水溶性加里  
水溶性加里

九〇八  
六〇八  
四〇八  
八〇八  
五〇八

東伯郡大栄町字瀬戸  
六〇の八

大誠農業協同組合  
組合長理事  
茂住

正

鳥取県第二六六号 丸協桑複合特号

窒素全量 八・二  
りん酸全量 七・七  
内可溶性りん酸 七・四  
内水溶性りん酸 七・三  
加里全量 五・八  
内水溶性加里 三・八

倉吉市上福田四八二 高城農業協同組合  
組合長理事 吉田 知則

鳥取県告示第十三号

次のように結核病、ブルセラ病及び肝てつ、の検査並びに  
駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法  
律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対し  
て検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ、の予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し又は供す

- る目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛、ただし生後六箇月分婉前一箇月及び分婉後十日以内のものを除く。
- 肝てつ、検査……牛ただし生後四箇月及び分婉前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
- 結核病……ツベルクリン皮内反応検査
- ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管法検査
- 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
- 駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施の期日	実施の区域	実施の場所
一月二十七日	米子市富益	富益家畜検査場
一月二十八日	米子市彦名	彦名
一月二十九日	西伯郡西伯町	天津
二月一日	米子市崎津	崎津
二月三日	西伯郡日吉津村	日吉津
二月五日	米子市春日	春日農協
二月七日	境港市余子	余子
二月八日	米子市春日	春日農協
二月十日	境港市余子	余子
二月十一日	米子市尚徳	青木
二月十二日	西伯郡岸本町	真野種馬所
二月十三日	西伯郡岸本町	八郷
二月十四日	和田	上和田
二月十五日	大篠津	大篠津
二月十六日	成実	成実
二月十七日	西伯郡岸本町	幡郷
二月十八日	西伯郡岸本町	坂長
二月十九日	大幡	大幡家畜市場
二月二十日	米子市福生	福生家畜検査場
二月二十一日	福米、賀茂、賀茂	住吉
二月二十二日	境港市中浜	小篠津
二月二十三日	西伯郡伯仙町	三軒屋
二月二十四日	西伯郡伯仙町	具
二月二十五日	大高	箕蚊屋普及事務所前
二月二十六日	三月一日	大高家畜検査場

鳥取県告示第十四号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により昭和三十三年一月一日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

住所 氏名

東伯郡東郷町小鹿谷 市橋ふ卵場 市橋孝親

登録番号 登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 昭三三、九、一八

(新)西日本道路株式会社

米子市久米町四一ノ二

高木 照雄

(旧)西日本建設設計株式会社

西日本建設設計株式会社

鳥取県告示第十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年一月八日変更登録した。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

住所

東伯郡東郷町小鹿谷 市橋ふ卵場 市橋孝親

登録番号 登録年月日

商号又は名称

申請者氏名

鳥取県知事登録 昭三三、九、一八

(新)西日本道路株式会社

米子市久米町四一ノ二

高木 照雄

(旧)西日本建設設計株式会社

西日本建設設計株式会社

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 昭三〇、一九	一〇、一九	杉本建設株式会社	八頭郡智頭町四〇七	杉本 義実	昭三二、一九
〃 二号	一〇、三	大開建設株式会社	西伯郡淀江町淀江七八九	田中 義知	一〇、三
〃 二二号	一〇、一九	株式会社大山土建	〃 大高村大字尾高一、三七〇	野口 操	一〇、一九
〃 一〇三号	一〇、一八	石田 組	日野郡溝口町福居	石田 国春	一〇、一八

鳥取県告示第十七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知をうけた。

昭和三十三年一月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業種類 基本測量（天文測量）

二 作業地域 鳥取県全域

三 終了月日 昭和三十三年十二月九日